

会議録

平成 27 年 7 月 2 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 4 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 2 時 37 分
事務局 吉 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから第 4 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりでございます。

2. 調査事項

(1) <総務課>

・工事等契約について

平野委員長 副町長、総務課の皆様、大変ご苦労様です。

常任委員会、今年度の改選はじまりまして総務課ははじめてということで、担当課長については一度交流で面識がありますけれども、主査以下のかたははじめてのかたもいらっしゃると思いますので、自己紹介を総務課長からでもよろしいですし、本人からでもよろしいですので、お願いします。

総務課長。

山本総務課長 おはようございます。

本日の説明員でございますが、財政グループの田畑主査です。財政グループ、山根主事です。総務グループ、幅崎主査です。課長の山本です。後ほど、総務グループの加藤（崇）主査が説明に上がります。

本日はその他といたしまして、防災無線の取り扱いについてということで、追加のお願いがございますので、最後のほうにお願いをしたいと思います。

早速、よろしいでしょうか。

平野委員長 それでは、調査事項のほうに入らせていただきたいと思います。総務課長のほうから、説明をよろしく願いいたします。

総務課長。

山本総務課長 それでは、総務課所管であります事務調査の 1 点目は、工事等契約についてでございます。総務課資料の 1 ページから 5 ページまでが、平成 27 年 6 月 29 日現在の平成 27 年度分の工事予定等となっております、6 ページから 10 ページまでは平成 26 年度分の実績となっております。

はじめに、1 ページから 3 ページが工事等発注一覧で、工事件数が 44 件で、ちょっと資料のほうには合計覧がないのですが、合計金額が約 10 億 9,780 万円となっております、昨年度の実績より件数で 2 件の減、金額では約 1 億 380 万円の減となっております。

また、4 ページから 5 ページまでが委託業務等発注一覧で、委託件数が 17 件で、合計金額が約 8,560 万円となっております、昨年度の実績より件数で 3 件の減、金額では約 1,370 万円の減となっております。

工事発注状況、及び委託業務ごとに落札率を掲載しておりますが、工事等のこれまでの平均落札率は 95.0 %、委託業務等の平均落札率は 93.6 %となっております。

これまで、4 回の入札を実施しております、工事等では 13 件、委託業務等ではプロポーザルを含めまして 10 件、合わせまして 23 件が発注済みとなっております。

なお、詳細につきましては、田畑主査のほうから説明をさせます。よろしく願いします。

平野委員長 田畑主査。

田畑主査 それではこちらからは、平成 27 年度発注済の工事及び委託業務について説明をさせていただきます。まずは、1 ページをご覧ください。

今年度につきましては、発注予定工事 44 件のうち、6 月までに 13 件の発注が終了しております。会計ごとの内訳につきましては、一般会計が 9 件、水道事業が 1 件、下水道が 3 件となっております。

工事の概要につきましては、こちらご覧のとおりとなっておりますが、こちら 1 番左の番号が付いているところで若干説明をさせていただきます。1 番の公共下水道污水管渠新設工事（その 1）につきましては、管路ルートの変更が必要となったことがありまして、入札後に設計変更されております。また、4 番のこちらも同様の公共下水道污水管渠新設工事（その 3）につきましては、管渠工の増及び既設排水管の撤去が必要となったことから、こちらも設計変更しております。5 番・7 番につきましては、平成 26 年度からの繰越事業となっております、6 番の中学校教員住宅浴室改修工事につきましては、こちら入札を行いました不落となりまして協議の上、随意契約とさせていただいております。13 番につきましては、専門性のある機器の更新でありますので、取扱業者との随意契約となっております。工事につきましては、以上 13 件で、平均落札率は 95.0 %となっております。

続きまして、4 ページをお開き願います。

委託業務につきましては、今年度の発注予定 17 件のうち、6 月までに 10 件の発注が終了しております。会計ごとの内訳としましては、一般会計 9 件、病院事業会計 1 件となっております。委託業務の概要についてもご覧のとおりとなっておりますが、そのうち 2 番、

3番、6番、7番につきましては、平成26年度からの繰越事業となっております、それぞれ専門性の高い事業であることから、表記の事業者と随意契約となっております。5番の観光パンフレット作成業務委託につきましては、公募型プロポーザルにより随意契約となっております。以上、10件で平均落札率は93.6%となっております。

これで、平成27年度発注済みの工事及び委託業務の説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

平野委員長 ただいま、平成27年度の工事等並びに委託業務等の説明がございました。各委員につきましては、質疑を承ります。どなたか質問はございませんか。

竹田委員。

竹田委員 今年度の発注済みの工事及び委託業務の説明をいただきましたけれども、昨年もそうだったのだけれども、いろんな委員会だとか決算でもこの落札率の部分が話題になっていたのですが、不落で例えば随契して99%・100%というのは、やむを得ないのかなというふうに思いますけれども。ただ、いまのこの入札の仕組みと言いますかその中で例えば金額の大きい部分が99.2%だとか、やはり一般町民から見てもこの辺はどうなのだという部分がよく広報を見てそういう部分が。議会がどうこうということではないのでしょうかけれども、その辺の入札のあり方についてもやはり再度見直す必要があるのかなという気もするのですよね。26年度も結構この金額の大きい部分が、99.何パーセントという中で落札されているというこの実態です。やはりその辺というのはどうなのだろうと。予定価格の公表だとかをしているせいなのかどうなのかわからないのですけれども、その辺について入札の執行担当としてどういう見解をお持ちなのか、その辺をまずお聞かせください。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 まず、現状の資材・労務単価の関係につきましては、「落ち着いている」ということで、担当のほうからはお聞きをしております。昨年も同趣旨の質疑がありまして、当時は高くなっているというようなお話でしたが、いま現在は比較的落ち着いていると。いま竹田委員がご指摘のように、木古内町ではこの工事内容につきましては、町のホームページで一覧を掲載しております、予定価格または設計金額というものを広く皆さんにお知らせをしているというのが1点ございます。

それと、町の設計自体ですが、これについてはなるべく費用を抑えるということで、切り詰めたと言いますかそういうことで、極力低く抑えて設計をしているというのがあります。

それから、積算にあたりましては、木古内町も北海道の単価をほぼ使用しておりますので、事業者さんのほうも公示の書類をいただいて積算をされますと、ほぼそれに近い金額というのは、それぞれ業者さんも北海道の単価を抑えておりますので、そういうことでは町が積算するものと同程度のものという金額になるのではないかというふうに思っています。その中で、各事業者さんが価格競争というのを行うわけでございますので、若干落札率が高いというような状況になるものと思われま。これにつきましては、以前から町のほうで協議をいたしまして、要は不正防止ということが一つ念頭にありまして、事前に町のほうでホームページで公表をしているというものがございまして、これはやっていない自治体もございまして、国・北海道であれば事後公表というようなものもされておしま

すけれども、町としてはそういう観点も一つ踏まえながら、事前に公表をして行っているという状況になっております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 総務課長とすれば、いま担当として行っている実態の部分なのですよね。私が言いたいのはやはり、確かにいま一時から見れば鉄材含めて、少しは落ち着いているのかなというふうに思いますけれども、そういうことからすればもっと入札のあり方を含めて、一般競争だとかもやはり議論をすべきではないかというふうに思うのです。まず、やはり町が財政がいま余裕があるから、「もう 99 %でも 100 %でもいいよ」というくらいの何かそういう形で一般の人から見ればそういうふうに見えるらしいのですよ。町がいま余裕があるから 99 %でも、やはり厳しい時はいろんな四苦八苦して、これをやはり 95 %だとか 96 %だとかの部分が過去にたくさんあったのだけれども、最近はまだ 99.何パーセントという落札がそれがまかり通っている。それも金額の大きいやはり工事がなっているということは、町とすればいまの財政の状況からすれば、まあいいほうが。そういうことからすれば、別に入札のあり方も検討する必要はないということなのかどうなのかについて、再度答弁を願います。

平野委員長 副町長。

大野副町長 町の入札制度のあり方ということでのご質問かというふうに思います。まず第 1 点目は、町の業者に仕事を取っていただきたい、やっていただきたいという思いが行政の中には強くあります。地元の方々が仕事を取って、地元の働いている方々に還元ができる。そういったことで町の予算を使っていきたいというのが前提にあるものですから、そこは町内業者に指名をするという方法を採用させていただいています。一般競争入札ということになりますと、地域限定というふうにすると町内限定というのができます。しかしこれは、やっていることは指名競争入札と同じ内容なのです。一般競争入札を言いながら、他町の方々の入札を排除するような地域限定ということになると、むしろそれに対して批判が出ますので、それはほかの地域からです。一般競争入札は、やはりどこからでも入札に参加できるのだとオープンなやり方が本来の姿ですから、私ども行政が進める上ではやはりまだまだ地域の業者の育成、そして技術の向上。そういったことにつながるような形で進めていきたいという思いですので、いまのところは指名競争入札というふうなやり方で進めさせていただきたいと思っています。

また、財政に余裕があるというふうな町の声があるとすれば、大変申し訳ないのですけれども、町としましてはずっとこの指名競争入札、そして価格の公表ということが続けてきているわけですので、そのところは地元業者を優先していくのだという行政の声を議員の皆さんにも届けていただければありがたいなというふうに思っております。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 竹田委員とちょっとラップする関連性がありますけれども、いま縷々総務課長あるいは大野副町長からあり方についてのご説明がありました。もちろんそれは、一理当然あると思います。いわゆるいろんなことの精査の中で、やはりこういう契約率になっているというのも理解ができないわけでもありません。ただ、いまの段階を見据えた中では、先ほど大野副町長がいまいまそういう体制を替える必要はないと、つもりはないというお話ですけれども、やはり今後を見据えた中で、俗に言う我が町も近隣他町村も含め、

ある意味では全国区的な人口減の中で、やはりいろんな予算面で支障を来すと、人口減の問題を含めて。そうなった時に、やはり「いまはいい」という形の中でもいいのでしょうかけれども、そういう長中期的な部分でいけば、やはりそういう変えていく視線も当然ながら必要になってくるのではないかと思うのです。その辺はやはり行政としても、我が町の業者あるいは他町村の外注先の業者にも知らしめていく必要があると思うのです。ただ、そういう意味では「いまはいい」ということではなくて、やはり先を見据えた中で、トータル的な考え方の中で、いろいろ改革面ではやり取りはしているということでしょうけれども、もっともっとやり方を変えていく必要があると思うのです、私は。そういう部分は、この先という部分ではどういう考えなのかちょっとお聞かせください。

平野委員長 副町長。

大野副町長 工事を発注する時の業者の積算のほうから少し話をしていきたいと思います。先ほど総務課長のほうからも説明がありましたとおり、北海道が公表している単価を使って、工事は積算をしています。業者には公示用ということで、お知らせする用の資料としては数量を入れています。数量に道の単価をかけると工事費は出るようになっていきます。そういった積算システムを各業者はお持ちですから、単価を入れていけばこの工事費はわかるようになっていきます。町が公表している価格が道の単価で作られているかどうかというのは、そこで整合性と言いますかわかるようになっていきます。あと、入札に参加する業者は企業努力ですから、いかに低価格で入札をしながら自分のところで儲けも取りながらと。そこでの競争になってくるというふうに思っています。その競争をしていただいているものというふうに判断をしている状況では正しいと言いますかそれぞれが自分のところのできる金額で、応札をされているだろうというふうに思っています。そういう前提に立ちながら競争については、努力をしてほしいということについて、それぞれの協会の会長さんが二つの協会がっておりますので、そちらのほうには声をかけていきたいなというふうには思っております。これは、私の立場からは話ができるかというふうに思っていますので、担当課長からということになるとちょっと問題があるかなと。これは、積算の関係等で問題があるかなというふうに思っておりますので、声は私のほうから発していきたいというふうに思っております。以上です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 町内業者の育成という部分は、よくわかります。ただ、町内業者の育成ということは、お手盛りであってはならない。その辺、十分行政サイドは知っていると思うのだけれども、1点だけちょっと伺います。

総務課長からもあるいは副町長からも地元業者の育成という部分が出てきた。これは、委員の皆さんも十分承知していることなのですね。ただ、そうしたら経済効果云々の部分考えた時に、税金がどのくらい入ってきているのだと、税金。例えば副町長が言ったように、利益を考える。利益を考える中で、税金を納めてもらわないとだめだ。これは、公共事業の要素。その辺を1点と。

それから、町外業者とは言うものの大型工事で昨年は、2億5,000万円くらい澤田建設が入っている。その辺は私達が口を挟むことはできないと思う。それは、指名委員会の中で例えば澤田建設さんは町外業者です。これは、皆さんがよく知っている。ただ、サブについたのは平澤さんです。それで、企業体を組んでいる。という部分考えた時に、ちょ

つつじつまの合わない部分もあります。その辺の見解をちょっとあれしておきたい。ということは、例えば澤田建設が町外業者で、利益がいくら上がっても木古内町には利益は落ちないと私は思っています。その辺どうなのかと。この2点をちょっと聞いておきます。

平野委員長 副町長。

大野副町長 1点目の工事を受注している事業者の従業員等の町民税等に関してだというふうに理解をします。発注している時期が通年にわたっての発注になっておりますので、各町内事業者さんにおかれましては、作業員・従業員も通年で雇用しているというふうに認識をしています。そういった中では、税収のほうも伸びているというような判断もっております。数字はいまもっていませんけれども、必要であれば後ほど調べて出したいというふうに思います。少し時間をいただくことになろうかと思えますけれども。

あと、最初のほうの説明といまの澤田さんの件ですけれども、矛盾するということのご指摘です。5,000万円を超える工事につきましては、JVを企業体を組むことができますよというか企業体を組んでいただくということを前提に発注をするような考え方に立っております。JVを組んでいただいて、今回のスポーツセンター何かもそうですけれども、町内業者にまず参加をしていただきたいという思いもありますから、JVを組んで参加をする。工事の内容によりまして、北海道のほうの発注なども参考にさせていただいて、道が工事業者のランクを付けています。町内業者だけでは、なかなか複数の業者が揃わないという状況があるものですから、外からの道の資格でいうAランクの函館市内のかたを参加に入れているという状況があります。そういった場合には、10社程度の指名ということで競争入札を実施をしております。たまたまになります。そこで取っているのは、平澤さんとJVを組んでいる澤田さんが駅の自由通路です。等の工事を受注しているという状況です。以上です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 そうしたら、もう1点。町内は6社くらいですかね。建築と土木で何社いるのですか。いま副町長が言うように、町内業者だけでJVを組ませると入札に参加する業者の数が普通であれば5社とかになっていますよね。それが、町内業者だけにJVを組ませると、入札に参加してもらった業者が少なくなってしまうと。これは、よく理解をできます。ただ、町内業者の育成を考えた時に、発注時期の問題。私は一番大事なのは、町内業者の育成を考える時には、発注時期の問題が一番大事だと思う。ということは、これは上級官庁でもよーいどんでが出来ます。それから、5月の連休明けです。町内業者も上級官庁の仕事をもっている業者もおります。そうすると、例えば上級官庁の発注時期、そして町の発注時期とダブってしまうと。そうすると、技術屋の数が足りなくなるという深刻な問題になる。兼務できませんからね、技術屋さんは。だから、その辺をやはり業界の毎年何かやっているようですよ。業界との懇談会みたいなのをやっていますよね。そういう時にいろいろ声が挙がっていると思うのです、私は業界からの。その業界から挙げた声をやはり真摯に受け止めて、何とか技術屋さんが重複しないような工事発注時期だ。俗に言う上級官庁とうちの町との発注時期が重ならないような配慮というか。これは、工事の中身によって来年例えば新幹線が開業だという時に、間に合わせないとだめだからことあたりは仕方がないのかもわからない。何とか早く完成させないとだめだというものがあるから仕方がない部分もあろうかと思うのだけれども、これは次年度以降になるかもしれませ

んけれども、その辺の重複しないようなリンクしないような発注もある意味では、地元業者の育成に随分つながる要素だなと思っておりますので、その辺は十分来年度からでも、あるいは年度途中で発注する部分に関しても業界の動向をやはり常に掴んでおくべきだとそういうふうにも思うので、その辺は十分配慮してやってください。

ただ、先ほど副町長も言っていた指名競争入札云々と一般競争入札云々の部分はわからないわけでもないけれども、他町よその自治体からいうと、「木古内町はすごいね、うらやましい」という限りだという声は随分聞きます。ただ上級官庁、例えば道であっても開発局であっても国土交通省であっても、2億とか1億以上あるいは2億5,000万円以上というのは、2社とかではないのですよね、JVというのは。3社とか、下手をすると4社です。だからその辺のことを考えると、これまた3社・4社のJVになると、地元企業の数が少ないから業者数が少ないから、そうしたら大変だなという部分も考えないわけではないけれども、過去に例えば2億5,000万円で1社とか、1社で取ったとかという部分があるので、発注する際は随分気を遣ってあれしてほしい。ただ、入札執行率の99.いくらかとかというのは、やはりよその町からも自治体からもいろいろ聞こえてきますよ、「木古内はすごいね」と。99%内の入札執行率というのは、よその自治体では考えられない。これは、北斗市さんも随分新幹線絡みで出しています。だけれども、見ると95%以下ですほとんど。その辺は、やはり町民から不信を抱かれないような中での入札体制を考えてもらいたいなとそう思いますので。

平野委員長 福嶋委員。

福嶋委員 1点、27年度の10番のパークゴルフ場の管理棟の塗装及び板金工事についてちょっと。板金工事というふうなことがどこまで板金工事なのかわからないけれども、最近こうやって見ていると屋根の貼り替えを全部海側の屋根を半分全部取り替えている。あれ屋根の取り替えということを何もここに謳っていないけれども、この中で220万円の工事費の中で、先ほど私は聞き逃したかもわからないけれども、設計変更があったのかなのか。当初から屋根の貼り替えというのは、予定していたのか。話を聞けば「もうボロボロだ、取り替えているのだ」と、全部取り替えている状況を見ました。それで、板金と屋根の塗装と貼り替えとはちょっと違うのではないかということではちょっと気が付いたものですから、わかる範囲内でお知らせください。

平野委員長 10番の内容確認について。

総務課長。

山本総務課長 ただいまのパークゴルフ場の管理棟の塗装等ということですが、担当課のほうからは塗装工事、これは外壁の部分と屋根の部分と。あと、屋根の一部貼り替え工事ということの内容ということの工事内容で、この金額ということでお聞きしております。板金も入っております。

平野委員長 又地委員。

又地委員 ちょっと最近仄聞するところによると、電気なのか設備なのかわかりませんが、これはちょっと副町長に指名委員会の親分ですし、ちょっと聞いておきます。

例えば、入札があります。指名業者が何社かいる。そうしたら、不落になったと。不落ということは、札を入れたけれども該当する業者がないということです。ところが、その不落になった工事を再入札しますと。という時に、前の指名に参加した業者をまた指名

に入れるのですか、うちの町は。本来であれば、一つの工事を発注する。その時に不落になりました。不落になった場合は、不落になったこの業者・指名に入った業者は、不落になった時の入札には再入札の時には、指名に入れたいはずで。うちはどうなっていますか。ちょっとその辺を聞いておきます。

平野委員長 総務課長

山本総務課長 ただいまのような事案につきましては、再入札ということになりますが、工事名をまず変えます。工事の名称を変えて、工事の内容につきましても変更をした上で、別な工事ということで、改めて入札・指名をするということの取り扱いにしております。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 33 分

再開 午前 10 時 40 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

各委員につきましては、その他質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、ちょっと私から何点か。先ほど休憩の中でも話しましたが、この資料を基に議論をするわけですから、この資料の掲載の仕方について、山本総務課長からも冒頭の説明がありましたとおり、この時点での平均パーセンテージ、それから合計金額。昨年比は口頭でお話をされましたけれども、それは事前に資料に付けることはできないのかと、あるいは入札の業者数。それと、最低落札価格が 250 万円以上の場合に 80 %なのか、それ以上なのかの先ほど数字が決められると言ったのですけれども、その最低落札価格の掲示もできないのかどうなのか。この資料の作り方についてです。

総務課長。

山本総務課長 資料につきましては、工事済みの分の平均パーセントを口頭でお話しましたが、それは資料として記載はできます。合計欄も設けることができますので、そのようにはできます。

それから、備考のほうに参加業者数を記載するというのも可能ですし、入札後であれば最低価格も表示ができますので、備考欄を使いましてそのような形にしていきたいというふうに思います。

平野委員長 そういうのを記載することによって今後、議論をする時により明確な議論ができると思いますので、次回からの資料についてはそのような進みでお願いいたします。

その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、工事等契約については終わりたいと思います。

11 時まで暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 00 分

・社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

総務課続きまして、マイナンバー制度について、説明を求めます。

総務課長。

山本総務課長 それでは、事務調査の2点目が社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)についてですが、資料は11ページから18ページまでとなっております、合わせまして政府広報を資料として配付をさせていただいております。

社会保障・税番号制度につきましては、先の第2回定例会におきまして補正予算の議決をいただきましてありがとうございました。

はじめに、社会保障・税番号制度のこれまでの経過につきまして若干、ご説明をさせていただきますと思います。

社会保障・税番号制度につきましては、平成24年1月に政府・与党社会保障改革本部で社会保障・税一体改革素案を決定し、同年2月14日にマイナンバー関連3法案を閣議決定し、第180回通常国会に提出しましたが、同年11月16日に衆議院が解散したため廃案となりました。

その後、平成25年3月1日にマイナンバー関連4法案を閣議決定し、第183回通常国会に提出されました。同年5月9日、衆議院で一部修正の上で可決し、同年5月24日に参議院で可決・成立し、同月31日に公布をされております。

平成26年3月10日、社会保障・税番号の使用範囲を広げるためのマイナンバー法改正案を第186回通常国会に提出し、この5月21日には衆議院を通過しましたが、年金情報の流出を受けまして、参議院での審議が中断をしているという状況になっております。

ただし、甘利社会保障・税一体改革担当大臣は、スケジュール通りに実施すると明言をしておりますので、町としては実施に向けた準備作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、資料の詳細につきましては、幅崎主査より説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

平野委員長 幅崎主査。

幅崎主査 それでは、私の方から資料に基づいて説明させていただきます。

まず先に、政府広報のこちらの冊子の方から説明させていただきます。

1 ページ目と2 ページ目をお開き願います。ここでは、そもそもマイナンバーとはどういったものなのかということの説明になります。

全国民に12桁の番号を、法人には13桁の番号を振ることで、何がどう変わっていくのかというこの制度の目的についてなのですが、まず1点目としまして中央に大きく青と赤と緑で書かれていますが、まず「公平・公正な社会の実現」。これは、国民一人ひとりの所得だとかどのような行政サービスを受けているかということまで把握しまして、福祉施策等における給付事業の不正受給などをそういったものを無くするようにという取り組みです。

2点目としまして、「国民の利便性の公平・公正な社会の実現」。これは現在、役所で様々な申請等を行う場合に、申請書あるいは届出書だとかいろいろな添付書類を付けなけれ

ばならないのですが、そういったたくさんの添付書類等をこのマイナンバーを提示するだけで済ませましょうという内容です。事務手続きが大幅に簡素化されることで、国民の負担を軽減しましょうということになります。

3 点目として、「行政の効率化」。これは現在、行政の各分野で住民にさまざまな番号、例えば住民基本台帳上の番号であったり、税を課税する場合の通知書番号、各種行政サービス等の提供を受けるための登録番号など、同じかたでも複数の異なる番号で管理されている状態となっております。これを、全国民に統一した 12 桁の番号を振ることで、各分野での情報のやりとりを的確かつ効率的に行いましょうというそういう考え方でございます。

次に、3 ページと 4 ページをお開きください。いま説明しました制度の目的が、我々の社会生活において、どのような場面で利用されるのかという具体例を列記しております。年金手続きや税の確定申告、あるいは非常時の防災対策など幅広く活用されていく予定となっております。また、下段のほうにはことしの 10 月の付番にはじまって、再来年平成 29 年の 7 月の情報連携までの流れが示されております。

続きまして、5 ページ目と 6 ページ目になります。こちらには、マイナンバーが付番されてから個人番号カードを取得するまでの説明が記載されております。個人番号カードには、取得を希望する人だけが申請すれば、初回のみ無料で交付されるものです。IC チップが内蔵されておりまして、将来的には使い道の拡充が期待されております。

7 ページ目と 8 ページ目をお開き願います。マイナンバーを活用するにあたりまして、情報の不正利用や保有時の適切な管理など、制度面とシステム面の両面から犯罪や事故防止措置を講じていることの説明になります。国民皆さんが心配されています個人情報への漏洩だとか、あるいはプライバシーの侵害などこれらの適正な制限及び管理によって万全を期していますよということになります。

9 ページ目と 10 ページ目につきましては、マイナンバーは住民と役所だけの間柄ではなくて民間事業者も含めて、例えば従業員の各種手続きなどで使用することとなりますよとそういった説明になります。具体例としましては、源泉徴収票の作成手続きや、健康保険等の手続きが挙げられます。

続きまして、11 ページと 12 ページをお開き願います。こちらは、マイナンバーを利用する場合の注意点になりますが、先ほど説明しました犯罪の防止等を確実にする上での事業者に対する注意喚起になります。マイナンバーは、非常に重要な番号になりますので、必要な場合にのみ取得して、また目的外の使用及び保有を防止するものです。

13 ページと 14 ページをお開き願います。こちらにつきましても、安全管理措置に関する説明になります。事業所内の組織的、あるいは物理的な安全管理の指針を示しておりまして、安全管理の徹底を促すものです。

15 ページと 16 ページをお開き願います。マイナンバー制度の導入によって、税分野や社会保障分野で使用する各種様式類が変更になりますよという説明になります。単純にそれぞれのいまある様式に、マイナンバーの記入欄を設けるだけの変更なのですが、皆さんがよく目にする源泉徴収票だとかそういったものにつきましてもここに記載のとおり、変更に伴ってサイズが A 6 版から A 5 版に大きくなります。これらの変更によって、民間業者のほうで使用するシステムだとか保管方法など、一定程度の対応が必要になることが想定されます。

続きまして、17 ページと 18 ページになります。各種書類へのマイナンバーを記載する時期が一律ではないために、その時期についての注意事項になります。記載のとおり、下段のほうの健康保険・厚生年金保険関係が平成 29 年の 1 月 1 日からと、それ以外の主要な届出書だとかについては、平成 28 年の 1 月 1 日からとなっております。

冊子についての説明は以上です。なお、現在政府の方では「国民への周知状況が芳しくない」とそういったことを受けまして、制度実施までの間にマスメディア等を活用した広報周知の活動強化を行う予定となっております。冊子のほうについては以上です。

次に、常任委員会のほうの資料の説明に移りたいと思います。

11 ページから 13 ページまでのこの 3 枚につきましては、先の 6 月定例会で議決いただきました補正予算の説明資料と同じものになっております。マイナンバー制度全体のイメージを捉える上で必要な全体像、あるいは制度実施までの国と地方の準備スケジュールなど記載されてありますので、このあとの制度実施までの説明でわかりづらい点があれば参考となる資料ですので、改めて付けさせていただきます。必要に応じて、参照していただきたいと考えております。

14 ページをお開き願います。こちらは、マイナンバー制度の柱であります税情報の利用場面の資料となります。①番は、税関連情報の的確な名寄せの促進ということになりますが、皆さん「名寄せ」という言葉がちょっと聞き慣れないというかたもいらっしゃると思いますので説明させていただきますが、例えばちょっとわかりやすいかどうかかわからないのですけれども、税務分野でもっている情報で「高橋はるみ」という紙面データがあったとします。また一方で、同じ税の情報でも固定資産税の台帳上では、「高橋はるみほか 1 名」と共有名義で氏名を付けているものがあったとします。またさらには、年金関係の管理台帳では「高橋はるみ」の「高い」という字。よく「はしごたか」と言いますけれども、外字の通常常用漢字ではないほうの名称を使っていたとします。この 3 件がそれぞれもっている情報、個人は同じなのですが情報を統合するにあたって支障になるのでこれを解消しましょうということ、いま言ったようなまちまちのデータに同じ番号をつけましょう。これが、マイナンバー制度の柱の目的という部分になります。これを名前で寄せていくと、それで「名寄せ」という呼び方をしております。現状、同一人物でありながら税の所得情報が正確に統合されていないケースなど、そういった所得の捕捉が完全でない状態をこのマイナンバーの導入によって、精度の高い名寄せを実現していくということになります。

また 14 ページの②番と③番については、情報提供ネットワークを介して他市町村と情報の授受、受け渡しを行うことで、事務の省力化や経費節減、さらには住民の負担緩和を図るものです。なお、他市町村との情報連携につきましては、再来年平成 29 年の 7 月からの実施予定となっております。

15 ページをお開き願います。いま申し上げました情報授受の連携について、図で示したものとなっております。納税者から告知されたマイナンバーを企業、あるいは年金保険者が保有しまして各種報告書への記載をした上で、役所へ届け出ます。また、確定申告書につきましては、納税者自らがマイナンバーを記載した上で税務署、役場で申告されるかたについては役場の税務担当とそちらへ提出します。これら役所のほうに提出された報告書、あるいは各種調査の回答など集められた情報を番号で名寄せしていきます。この統一した

番号で効率的に名寄せ作業ができるようになることが、今回の制度導入の目的となっております。

16 ページをお開き願います。説明の続きになります。税情報を例に挙げまして、各税情報の提供者、活用が想定される事務、求める情報の内容を記載しております。上段の丸囲みに記載しておりますが、現在、紙媒体での照会でやりとりしている各種情報について、今後は情報提供ネットワークを活用して、的確かつ効率的に情報の受け渡しを行うことを説明したものです。

続きまして、17 ページをお開き願います。こちらにも続きになりますが、地方税関係情報をどのような分野に提供していくのかということを決められている資料になります。具体例に示しておりますが、健康保険に関する事務など、社会保障全般で活用されいくと考えていただければ結構です。

18 ページをお開き願います。マイナンバー制度導入に伴いまして、当町に導入されております各種電算システム及び情報連携のために、新たに構築されるシステムを省庁の所管別に列記しております。これらのシステム改修につきましては、国の補助金を受けながら今年度中に改修作業が完了する予定となっております。

なお、6 月定例会でシステム改修費用について補正の承認いただいたところですが、改修作業の詳細部分については、一部国からまだ示されていない部分がございます。そのため、場合によっては今年度中に再度事業費の補正が必要になることも想定されます。今後のスケジュールの中で、システム改修とは別に個人番号の交付等に係る事務が発生する予定です。先般、国庫補助基準額が示されましたので、9 月定例会において補正予算の上程。これは戸籍担当が主になりますが、補正を予定しております。

また、本制度の実施にあたりまして、個人情報保護条例こちらのほうの条例改正が必要になってきますので現在例規、条例への影響部分の洗い出し作業を行っておりますので、条例改正案につきましても 9 月定例会に上程したいと考えております。

私からの説明は以上です。

平野委員長 ただいまマイナンバー制度について、幅崎主査より現状までの報告・制度についての説明等がございましたが、質疑等ありますか。ありましたら承ります。質問あるかた。

竹田委員。

竹田委員 確かに、国の制度でやらなければならないというのは理解はできます。この仕組みはどちらかと言えば行政というか、行政側からすれば便利なものだというふうに思います。ただ、一般住民を考えた時、木古内の状況を見ればほぼ 45 %に近いかたが高齢者だという部分からすれば、カードを全員に例えば配布して、それがいくら悪用されないとかされないような措置を執るとしても、所得だとか何とか関わってくるそういう重要なカードですから、何かすごくやはり心配な部分もあるのですよね。その辺、28 年の 1 月から実施されるわけですし、我が町としてほかにはない例えば決まりは決まりとして、粛々と作業は進めなければならないと思うのですけれども、高齢者対策というかそういう部分と。私は、マイナンバー制度のこの IC チップのカードは、本人の申請によって「いまはいらないよ」と言えばカードを交付しないというような話もチラッとどこかで聞いたような気がするのですけれどもその辺の関係と。高齢者に対するこの制度の周知というか対策

というかどうかメリットがあるのだという部分が、一般住民からすればいまの説明だけでは「いままでからみればかなり便利になったな」というふうな若い人はいろんな機能というか税の申告だ、そういうものに確定申告の中にも活用できるとすれば、「いままでになかったこういうものが」というのがあるかもわからないけれども、高齢者からみれば何がメリットがあるのだという部分が何か見えてこない。だから、町としてどうその辺を掘り下げて住民周知・理解をしていただくということになるのか、その辺の一応考えを。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 2点のお尋ねでございます。まず、1点目の高齢者を含めた対策周知ということでございますが、町の広報のほうにはいま9月と12月の2回、当面2回周知をする予定です。9月は、10月に付番がされますので、それ以前ということでのお知らせをいたします。それから、12月は1月から今度活用がされるということになりますので、それに向けた周知ということで、これは高齢者のみばかりではなく、全町民に対してということのお知らせをします。

2点目と若干リンクをいたしますが、これは10月に付番をされる時に通知書がまいります。広報資料の5ページの赤の②になりますが、書留でもって通知がされます。この中には、マイナンバーの通知カードと個人番号カードの申請書と、返信用封筒、それと説明書、この3点が同封をされます。それで「必要ない」というかたは、これを出さなければいいわけです。必要なかただけを申請をするということになります。この申請先は国の機関ということになりますが、そちらにこの返信用の封筒を使って出していただくと。その時には、申請の仕方も二種類あって、郵送とオンラインでの申請というのがその下にあるのですが、郵送する場合は申請書と本人の顔写真を貼って郵便ポストに入れていただくと。そうすると、今度町のほうに国のほうから交付の準備ができましたということで、1月1日から交付がされるのですが、その通知が町のほうにまいります。町のほうが一度にたくさん来られると困るので、この日までに来ていただくと交付できますということで、今後町から本人のほうに連絡をすることになります。そこで、今度は本人は②で送られたマイナンバーの通知カード、それから連絡したハガキ、それから身分を証明するもの。いま現在ですと、免許証ですとか保険証ということになるろうかと思うのですが、そういうのもって本人確認をしてお渡しをするということになります。これまで住基カードというのが発行しておりましたが、今度マイナンバーのカードを受け取ったかたは住基カードは今度は使われなくなりますので、そちらのほうは返還をするということで、マイナンバーのカード1枚を持っていただくということになります。これは、今度顔写真が入りますので、公的な証明書ということで、運転免許証と同様な使い方ができるということになっております。このマイナンバーには氏名、住所、生年月日、それから有効期間、それと個人番号、これが記載をされてその中にICチップも入っているということでございます。このICチップが将来的に、医療機関を受診だとか健康診断の状況だとか、本当の将来になると思うのですが、預貯金だとかそういうものにも活かしていこうということだと思っておりますので、それはまだ当面利用はありませんけれども、そのようなことになります。「高齢者のかたが必要がない」ということであれば、それは申請をしていただかなければそのまま。利用がどうかということになると各種申請関係で、カードを持たなくても番号が通知されますので、その番号でもって今度やり取りができるということで。あと、転居をして例えば知

内町に行ったかたが、いままでであれば所得証明を取らなければならないというところがマイナンバーを示すことで、木古内町とのやり取りでそういう事務が軽減されるというかそういうことで利用ができると思いますので、木古内に住み続けられるかたについては、あまり高齢者の場合であると利用はないのかもわかりませんが、一応そういう活用もできるということになっております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 それで、この 5 ページの部分で書留でのやり取りはわかるのですが、やはり町民に不公平であってはならないわけですし、要するに手続きをしてあれすれば得したということではないだろうけれども、例えば手続きをしなかったために不利益になるという実態はないのかという。ただ、高齢者からすればたぶんこういう書留の封書がいても「出さなければならないものだ」ということで手続きにきて書いて出す人と、わからないから出さないという人もいれば、やはりいろんなケースがあると思うのですよね。やはりこの「福祉都市きこない」としての取り組みはそれだけで本当にいいのだろうか。まだ若干期間は 7 月に入ったばかりだから少し半年あまり期間はありますけれども、その中で十分やはり議会のこういう場の中でも議論をする場があると思いますし、私達も十二分にこれを理解していない。自分自身もはたしてこれを手続きしたほうがいいのかどうかというのはちょっとわからないという状況なものですから、その辺を含めてやはり住民の周知には。ただやはり、9 月・10 月の広報に周知をしたからそれでもう十分だということではなくて、いろんな場面でどういう丁寧な周知方法があるのかということも含めて、十分検討していただきたいというふうに思います。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 広報を使つての周知は当然ですが、相談業務というのですかそういう窓口というのですか、そういうことも検討していきたいというふうに思います。

平野委員長 その他、ございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 2 点ほど、お伺いします。

1 点目は、基本的なことなのですが、こちら一人ひとり異なる 12 桁の番号ということで、例えば生まれた時からこのカードを作るものなのかどうかという部分をちょっと。こちら冊子を見ても理解できなかったの。

あと、先ほど広報で町民のかたに高齢者のかたもという話の中で、いま 7 月ですが前回の 6 月の一般質問の時にもお話をさせていただきましたが、やはり現状確認の部分です。やはり、入院されているかたでしたり施設に入られているかたがいらっしやると思いますので、やはりそこをいまのうちから準備態勢を整えて、スムーズにこちらを導入できるような形で進めていただけたらなと思っています。そして、このカードももちろん個人情報ですとかプライバシー、こちらはいまも年金の問題で非常に住民のかたも心配になっている部分はあると思うのですが、逆に木古内町は高齢者の部分とか、あと 6 月にもお話をさせてもらいましたが、独身の数とか町ならではのマイナンバーを有効に使う、より良い行政サービス。町民のかたが住みやすくなるまちづくりをこのマイナンバーを活かして、いまのうちから町独自のものをいろいろアイデアを考えていったほうがいいのかと思いました。以上です。

平野委員長 質問が1点と、提案が1点なのでしょうか。

総務課長。

山本総務課長 生まれたかたの対応ですが、出生届を出されるとその時点で番号は付番をされます。カードは申請してからになりますので、子どもさんの場合の使用というのがちょっとどの程度かというのがちょっと想定もできませんし、赤ちゃんまた小学校・中学校ということで、段々大きくもなってきますので、そのあたりの写真というものの扱いがどのようになるかとちょっと申し訳ありません。現時点では承知をしておりませんので、番号が付くということは間違いないことでありますので、ちょっとそこは少しこれから勉強させていただきたいというふうに思います。

平野委員長 総務課長、町ならではの取り組みについての現状の考え等がもしあってもなくも。

幅崎主査。

幅崎主査 鈴木委員のお尋ねなのですが、町独自のマイナンバーを利用したアイデアをということなのですが、非常に私も良いアイデアだなと感じております。ただ、今回のマイナンバー制度を利用するにあたって、国のこのマイナンバーの活用の指針が示されております。その中で、法で定められた目的の範囲内でしか利用できないということ、冒頭に説明しましたが税と社会保障分野、ここをまず中心なのですよね。これに類する事務、例えばうちでいくと奨学資金の貸付事業だとか、あとほかの福祉分野で独自の施策。国や道ではなくて町独自の福祉施策を行っている場合に、そういった場面で活用することは条例で定めれば可能ですよというそこまでは許されております。ただ、いま言ったようなすごく良いアイデアなのですが、そういった独自性の強いものについては先ほど言った独身のリストを作るとか婚活だとかに活かそうということについては、逆に独身でそういった婚活だとか嫌だと思っている人もいるでしょうから、そういった人達に配慮しなければならないですし、いまのところそういったアイデアを活用したマイナンバーの利用というのは認められておりません。すごく厳しい法律になっていますので、今後もそういったアイデアが活かされるような改正はたぶん行われたいのではないのかなというふうに思っております。

あと、先ほどの生まれた時から個人番号カード云々というものについては、国から示されている資料の中で、20歳未満のかたについては写真の容姿の変化が大きいので、申請者の5回目の誕生日まで随時変えていくというような説明資料があります。先ほど赤ちゃんにも必要なかという話にもなりますが、いま税と社会保障の総合施策なものですから、健康管理でもこのマイナンバーを活用していきましよう。例えば、鈴木委員がどここの病院にこういった健康診断をしていただいて、こういう結果が出たと。鈴木委員が将来、別な場所に移ってしまったと。そうすると、また自治体では鈴木委員の自分の健康状態が全くわからない状態から一からスタートになると、移動費だとか増加につながってしまうということで、転勤者でも健康の履歴までも管理しましようというのはこの制度の目的です。なので、赤ちゃんにつきましても付番があったその時点から健康管理の状況がどんどん記録されていくとそういうようなものになっております。

平野委員長 又地委員。

又地委員 個人個人のナンバーは国から、「あなたの番号はこうですよ」と12桁がくるわ

けです。だけれども、年を取った高齢者は自分の番号をカードを持っていないとわからないのではないかと思うのですよね。自分の 12 桁の番号が例えばきたとしても、カードの申請をしなかったら忘れてしまわないかなと。それは、例えば木古内の町民が何人カードを申請した。それは掌握できるのですか。掌握できるようになっているのですね。そうすると、例えばカードを申請しない人もいたと。だけれども、町民 4,700 人の番号は全部掌握できるのですか。それならいいです。私は、役場で掌握ができないとすれば、年寄りには 1 回通知がきても自分の番号をカードの申請をしないと忘れてしまうのではないのかなと気がしたものですから、その辺は大丈夫なのですよ。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 先ほどの政府資料の 5 ページにあります。書留の中にマイナンバーの通知カード等が入りますので、これには番号が記載をされております。これをまず保管をしていただくというのが一番でございます。カードを交付していただくと、その通知書とそのカードにも番号が入りますので、二重に忘れないということにはなります。

あと、カードは町の戸籍のほうから交付をされますので、交付をされたかたのチェックというかそれは登録は役場のほうでわかりますので、カードの交付者・未交付者というのは戸籍のほうで掴むことができます。

平野委員長 又地委員。

又地委員 カードを申請した人はいいです。申請しない人の部分を私は言っているのは。だけれども、本人に直接いくわけでしょう。あなたの番号は 12 桁、この番号ですよ。それは、役場ではわからないのでしょうか。直接、本人のところに書留がいきますよ。その時は、あなたの番号は 12 桁のこの番号です。そのほかに、カードの申請書が入ってくる。そうしたら、私はいらないと。カードはいりませんとなれば、申請しないわけです。そうすると、役場経由でカードが発行はないでしょう。できないでしょう。そうすると、そのカードの申請をしない人の番号はわかるのですか。

平野委員長 幅崎主査。

幅崎主査 いま、その番号が役所のほうで管理ができていのかどうかということのお尋ねなのですが、物理的には番号を見ることはできるはずですが、ただ、先ほど言ったように、このマイナンバーは単に個人の 12 番を調べるのとはちょっとわけが違って、本当に真に必要な目的の場合にだけ見ることができるという一時制限が設けられているので、例えば高齢者が窓口で番号の通知書を紛失してしまってわからないのだという時に、一定の条件の下で役所の人間がそれを見ることができるのであれば、その場面で教えてあげることが可能でないかと。

平野委員長 だから、行政が把握しているかしていないかだけ言っていただければいいです。「番号はわかっています」ということだけでいいです。

幅崎主査。

幅崎主査 番号はもっているはずですが。

平野委員長 行政が個人にいく通知の番号をきちんとその前に把握しているかどうか。把握できるシステムになっているかどうかということです。

幅崎主査。

幅崎主査 それは、保有しています。

平野委員長 挙手で発言をしてお願いします。

吉田委員。

吉田委員 マイナンバーで個人の部分はいいのですけれども、1 ページ目の部分で法人の部分ありますよね、この 13 桁というのが。この部分、これマイナンバー 12 桁個人ナンバーのやつと法人の部分とどういうものに使われるのか。法人の部分でこれからいろんな面が出てくるので、この説明がちょっとわかりづらいので知っている限り教えてもらいたいです。

平野委員長 幅崎主査。

幅崎主査 吉田委員のお尋ねですが、法人につきましてはいまマイナンバー個人にふられる番号については、厳格且つ制限の設けられた非常に公表しづらい情報だということを説明しましたが、逆に法人の番号につきましては、積極的にオープンにしていきなさいという国の指導があります。今後、例えば平野建設さんとかそういう会社があれば、平野建設さんのほかに番号も記載して、いろんな資料に活用して積極的に周知をなさいということになっています。業者さんで持っているデータ、例えば平野建設株式会社なのか（株）平野建設なのか、単に平野建設なのか平野工業なのかそういった曖昧なデータ。個人の情報と併せて、そういう名寄せがより簡単にするための法人の番号ということで、法人についてはよりオープンに幅広く活用してくださいというのが国の説明でございます。

平野委員長 その他、ございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 なければ、マイナンバー制度についての調査を終了いたします。

以上で、調査事項は終了するわけですが先般、冒頭に山本総務課長から説明がありました防災無線による広報の周知方法についての改正案がお手元に届いていると思いますので、こちらを議題に進めたいと思います。

それでは、A 4、2 枚を添付しておりますので、その説明をお願いします。

総務課長。

山本総務課長 それでは、追加で防災無線による広報の周知方法についてということで、資料を提出させていただいております。

この件につきましては、木古内消防署と協議をいたしまして改正案としてお示しさせていただきたいと思いますので、ご説明をした上で改善点等がございましたらご意見をいただきたいと思っております。

まず、1 点目の地区別サイレンを鳴らさない出動、これは車両のみの吹鳴の場合ですが、例といたしましては、消防の場合は第一出動から第四出動までありますが、第一出動として野火・ぼや、車両火災、交通・救助事故等及びドクターヘリランデブーポイント警戒出動等の場合ということになります。現在は広報を使う区域としては、車両が通過した地区に流すこととしております。現在の木古内消防署に設置している防災無線の子局の装置では、本町、札苅、泉沢、釜谷地区の 4 地区のみで、それぞれの屋外を放送するという設定になっております。出場先が本町の場合は、農地を含む本町地区、札苅地区の場合は本町と札苅地区、泉沢地区の場合は本町、札苅、泉沢地、釜谷地区の場合は全地区ということで、放送がされております。

赤の文字で改正案ということでお示ししておりますが、これは本町の地区の場合は、い

まの本町地区というふうには書いていたのですが、これにちょっと港と大平地区を加えたいというふうに改めて考えております。これは、どうしても消防署の場合が港地区にあるということで、そこを通過するために港、大平を加えたほうがいいであろうというふうに考えました。札苅地区については、港、大平、札苅地区、同様に泉沢地区についても、港から泉沢地区。釜谷については港から釜谷、農地地区については港、大平、本町、農地地区と。国保病院の場合が結構あるのですが、ここについては港、大平、前浜、下町、朝日、花園という地区として、広報をする区域を屋内外に放送することとしたいというふうに考えております。但し、夜間午後9時から午前5時までは、屋外のみとしたいというふうに考えております。これは、高齢者が就寝が早いということもありますので、この時間については屋外だけで対応したいというふうに思っております。ただ、今回のこのように新たに放送する地区を増やすということは可能でございますけれども、消防にあります機器の設定の変更が必要となります。そのために、費用が発生するというところで現在、業者さんのほうに費用の見積もり依頼をしております。

次に2点目ですが、地区別にサイレンを鳴らす出動の場合の第二・三・四出動ということで、火災ですとか事故の大きさによって、この出動の内容が違ってしております。例としてですが、現在は広報を行う地域は、全町を一括して屋外に放送するというようにしております。改正案としては、広報を行う地区は、全町一括屋内外に放送することとしたいというふうに考えております。但し、これも一と同様に、午後9時から午前5時までは屋外のみとしたいというふうに考えております。また、火災の場合の鎮火に関する放送につきましては、従来どおりということで屋外のみ放送というふうに考えております。それから、合わせて一番下に米印がありますが、夜間を含め、第一報を役場に入れるということにしたいと考えておりますので、議会の皆様からの問い合わせも消防のほうにあるということでございますので、この対応を役場のほうでもできるようにしたいというふうに考えております。これは、消防のほうも限られた人数が待機でもって残るのですが、たくさんの電話が鳴るということで対応も大変だということで、若干でもそのことが分散されればということで、ちょっと役場のほうでも対応したいというふうに思っております。

次に2ページですが、広報の仕方についての例を挙げております。火災の場合、それから救助が必要な場合、それからドクターヘリ要請に伴う緊急性がある支援活動ということで記載のような内容で、火災であれば「只今のサイレンは、〇〇地区で発生した住宅なのか物置なのか、車両なのかということでの火災現場への出動です」と。それから、救助であれば〇〇地区で発生した交通事故、あるいはただの事故の現場への出動であるとか、ドクターヘリであればドクターヘリの着陸上への警戒出動であるというような広報の仕方をしたいというふうに思っております。

なお、広報のための放送なのですが、110番通報を受け署員が出動いたしますが、問い合わせ等もあることから、署内が一定程度落ち着いてからでなければ流せないという実態がございます。合わせて、ドクターヘリの要請に伴う放送につきましては、放送することで緊急車両へ追尾等による二次災害が考えられるということで、それを防止するためということで、ヘリの着陸場所についてはお知らせしないほうがいいであろうということと協議をしております。

また、3月12日に木古内警察署並びに知内消防署、木古内消防署の3署で連絡協議会を

設置しておりました、相互の連携を図るということとしております。今後、両町の行政に対しても参画の要請があるというふうにお聞きしておりますので、これまで以上に関係機関の連携を密にしていきたいと思いますというふうに思っております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

平野委員長 説明が終わりましたので、質問のあるかたは挙手でお願ひします。

新井田委員。

新井田委員 何点かちょっと、いま総務課長から改善点のいろいろ話をいただきました。本当に、徐々にこの防災無線も非常に効率の良い使い方をされているとそんなふうに感じているところです。その中で一つ感じたのは、これ文言なのですけれども、例えば広告でだとか出ていますけれども、要は例えば火事が起きたという中であるいは車の事故が起きたという中で、交通安全だとかいろんな部分の中で、やはり住民にそういう知らせる情報を教えるということはもちろん大事ですけれども、いわゆる注意喚起をするということは非常に大事ではないかと思うのです。だから、文言が例えば「どこどこの住宅でどこどこの物置がちょっと延焼してということでお知らせします」ということではなくて、それはもちろんそうですけれども、やはりいま言ったように要は「是非、注意してくれ」と。「こういうことをきちんと守っていただきたい」とかということをややはり住民に問いかけるということも必要ではないかと思うのです。特に交通事故何かでもそうですし、「絶対交通事故に遭わないようにしましょう」とか簡単な言葉でもいいのですよ。だから、そういう言葉をやはり付けて注意喚起をしていくということも一つの防災につながるというちょっと認識はしているのですけれども、この辺の見解を伺います。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 ただいまの件につきましては、十分趣旨が理解できますので、消防と協議をさせてそのような形にさせていただきたいというふうに思います。

平野委員長 その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上防災無線による周知方法についての改正案についてを終了いたします。

平野委員長 総務課長。

山本総務課長 先ほどのマイナンバーの関係でございますが、9月に個人情報保護条例等の改正ということでのお話をさせていただきました。できれば、9月定例会前に一度常任委員会の機会をいただきまして、説明をさせていただく時間を取っていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

平野委員長 その説明ができる資料が整い次第、また相談をしていきましょう。

よろしいですか。大野副町長、何かありますか。

総務課長。

山本総務課長 ただいまの防災無線の了承いただいたというふうに理解をいたしました、ちょっと設定に費用がかかります関係で、現状修繕ということでの予算はもっておりますが、その範囲で改修が可能であれば、その費用を使ってできるだけ早くそのような対応をさせていただければというふうに思っております。なお、その他の修繕というのが発生することが予想されますので、その部分については9月で補正をさせていただけないかなと

いうふうをお願いでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

平野委員長 その他、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、以上をもちまして総務課については、終わりたいと思います。総務課の皆さん、お疲れ様でした。

それでは、午後1時まで昼食のため、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 12 時 57 分

(2) <産業経済課>

・平成 27 年度多面的機能支払交付金事業計画について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

午後からは、産業経済課でございます。産業経済課長の皆さん、大変ご苦労様です。

きょうの調査事項といたしまして、平成 27 年度多面的機能支払交付金事業計画についてを調査いたします。

それでは、担当課長より資料が出ておりますので、説明をよろしくお願ひいたします。

木村課長。

木村産業経済課長 皆さん、どうもお疲れ様です。産業経済課の木村です。

きょうは、いま委員長がおっしゃったように、この間の議会あるいは委員会の議論の中で、今年度平成 27 年度の多面的機能支払交付金事業についての計画を示されたいということでしたので、資料を提出させていただきました。これについては、4 月からおよそ 3 か月ほどしか稼働しておりませんので、この計画に対しての進捗状況というのはまだ図ってはおりませんけれども、説明していきたいと思います。

それに先立ちまして、産業経済課農林グループの職員を紹介させていただきます。まず、主査の羽澤(真)主査です。主事の吉田です。同じく、主事の村上です。

この多面的機能支払交付金事業については、平成 26 年度に検討して、平成 26 年の 12 月に関係機関に申請をして、認められたところです。事業自体は、昨年 4 月から行っております。木古内地区森林保全会という名称で、事務局を J A の知内基幹支店においております。内容について、新たにこの 4 月に議員になられたかたもいらっしゃいますので、その辺も含めて担当主査のほうから説明をさせます。以上です。

平野委員長 羽澤(真)主査。

羽澤(真)主査 農林グループ主査の羽澤でございます。よろしくお願ひします。

それでは、資料に沿う部分もあるのですが前段、多面的機能支払交付金事業ということで、若干内容のほうの説明をさせていただきながら、順次資料の中のほうに入っていきたいと思います。

多面的機能支払交付金事業につきましては、これまで 26 年の 11 月の常任委員会で説明させていただいているほかに、12 月の定例会で補正予算を上程し、承認をいただいているところでございます。

多面的機能支払交付金制度の概要につきましては、この事業につきましては、平成 26 年度に設立された制度でありまして、近年の農村地域の高齢化や人口減少等々により、地域の共同活動によって支えられてきておりました多面的機能の発揮に支障が生じつつあるということで、これまでの地域の共同活動で行ってきた農地・水路・農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増加傾向にあるということでございます。今後、この地域の共同活動の困難化に伴って、経営の多角化や経営規模拡大を目指している農家に、影響を及ぼすことも懸念されている状況にあるということでございます。このことから、地域で設立された活動組織が行う共同活動に対する支援を行い、地域で農業・農村を支えることで、地域資源の適切な保全管理を推進し、多面的機能が今後とも十分に発揮されるようにするとともに、営農の継続や担い手育成等を後押しするため、創設された制度でございます。

当地域におきましても、先ほど課長からあったとおり、昨年 5 月に各農地組合の代表者 6 名と J A さん、並びに行政が参加しまして準備委員会を立ち上げ、昨年度 5 月から 11 月の設立総会までの間に 6 回、準備委員会の会議を開催してきております。そのほかにも、道協議会緑ネット北海道というところでも主催しています会議への参加につきましても、準備委員会の委員または行政・J A さんが参加して、これまで取り組んできているところでございます。

当地区におきましては、26 年の 11 月 21 日に正式に活動組織の設立総会というものを開催いたしまして、木古内地区資源保全会として発足し、活動してきている状況でございます。

多面的機能支払交付金制度の事業の構成ということで説明させていただきますけれども、地域資源の基礎的保全活動を支援する農地維持支払交付金と地域資源、農地・水路・農道等の質的向上を図る共同活動に対する支援の大きく二つで構成されている事業でございます。

まず、一つ目の農地維持支払交付金というもののなのですが、支援対象活動としましては、対象組織が行う農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持、砂利補充などの活動に対して支援いたします。

二つ目に、資源向上支払交付金というもののなのですが、大きく分けて二つがあるということで、その二つ目でございます。支援対象活動としましては、水路・農道等の軽微な補修。具体的に申し上げますと、水路の目地詰めやひび割れ補修、農道の部分補修などといった活動と、農村環境保全活動として行う植栽活動やごみ拾い活動等に対して支援するものでございます。27 年度の活動計画等の内容につきましては、後段の資料で説明させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。ざっとではありますが、これが制度全体の全体像として、このような地域の現状があることから農業・農村を維持するために、設立されました活動組織が行う活動に対して支援するという制度内容となっております。

また、この制度につきましては、昨年 26 年度までにつきましては、予算での施策展開となっておりますが、27 年度からは補正化が図られまして、法律に基づく施策等になってございます。

それでは、資料に早速 1 ページ目から順次、説明していきたいと思います。

事業概要につきましては、いまほど説明したとおりになってございます。

組織名称につきましては、木古内地区資源保全会。事務所所在地につきましては、知内町JA新はこだて知内支店になってございます。昨年11月21日に設立総会を開催し、発足してございます。構成員についてです。構成員数ですが、平成27年4月16日に27年度の総会を開催しております。その総会時点でのまず農家の人数ということで、構成員が51名、非農家として17名、団体で2団体、JA知内基幹支店とJA木古内支店女性部というような68名、2団体の組織構成となっております。

次に、事業費試算ということですが、事業面積につきましては、交付対象面積です。交付金の交付対象面積につきましては、田で3万786a、草地で3万7,376a、畑で5,015aとなっております。合計としまして、7万3,177aが交付対象の事業面積となっております。事業費についてですが、農地維持支払交付金と資源向上支払で、地目ごとに単価設定がされておまして、農地維持支払ですが縦10a当たり、単価2,300円で、田の面積を乗じますと708万780円。草地につきましては、10a当たり、単価130円で、48万5,888円。畑につきましては、10a当たり、単価1,000円で、50万1,500円となっております。合計で、806万8,168円となっております。次に、資源向上支払ですが、共同活動の6分の6単価の適用となっております。これにつきましては、昨年立ち上げ当初につきましては、26年度6分の5の単価として活動して交付金を受けていたのですが、この6分の5と6分の6の違いといいますのが、資源向上支払の中身につきましては、大きく分けて三つの事業で展開するのですが、資源向上支払のさらに中身に三つの活動で構成されているというところがございます。一つ目として、資源向上支払の中の施設の軽微な補修活動というものがございます。これにつきましては、水路の目地詰め等の活動、二つ目としまして農村環境保全活動。こちらにつきましては地域のごみ拾い等の活動で、もう一つ三つ目ということで、この前段二つの活動よりさらにもう一步踏み出した活動として、多面的機能の増進を図る活動というものがございます。これにつきましては、農村文化の伝承活動等に取り組む場合に、単価が設定されているということになります。それでちょっとページを飛んでほしいのですが、3ページ目をご覧くださいと思います。これが、資源向上支払の活動内容なのですが、①から施設の軽微な補修、②農村環境保全活動、③多面的機能の増進を図る活動ということで、この三つの活動がさらにあるということがございます。それで、昨年まで6分の5単価ということなのですが、①と②に取り組んだ場合には6分の5単価になるということです。①・②・③こちらの活動全てに取り組んだ場合には、6分の6単価ということで、交付金の単価が満度にいただけるというような仕組みになってございます。

すみません、1ページ目にお戻りいただきたいと思いますが、今年度につきましては、資源向上支払の全ての①・②・③の全ての活動に取り組むということで、昨年度とは変わって今年度から6分の6単価。交付金を満度にいただくような活動を行っていくということがございます。単価の説明をさせていただきます。田10a当たり、単価1,920円で、591万912円。草地で10a当たり120円で、44万8,512円。畑で10a当たり480円で、24万720円。合計につきましては、660万144円となっております。農地維持支払・資源向上支払を合わせまして、1,466万8,312円が活動組織に交付されることとなっております。続きまして、経費負担区分でございます。こちらの事業につきましては、国2分の1で73万3,415円、道4分の1で366万7,078円、町4分の1で366万7,078円。市町村につ

きましては、そのうち普通交付税と特別交付税で措置されますので、一般財源は実質 58 万 6,732 円というような事業費の内訳となっております。

続きまして、平成 26 年度の収支実績並びに 27 年度収支予算についてということで、今回につきましては 27 年度計画ということで、27 年度の予算が単年度予算額のみ説明とさせていただきます。交付金につきましては 1,466 万 8,312 円、こちらにつきましては比較として 110 万円ほど増えているのですけれども、先ほど説明しましたとおり、資源向上支払交付金の単価が 6 分の 5 から 6 分の 6 単価に変更されたことに伴う増こうになってございます。雑収入につきましては 89 円と、貯金利息等となっております。前年度繰越金につきましては 154 万 7,299 円、合計としまして 1,621 万 5,700 円となっております。

支出の部でございます。本年度予算額、日当 798 万円、購入・リース費 700 万円、旅費 12 万 5,000 円、会議費につきましては 10 万円、消耗品 9 万 4,940 円、賃金 43 万 7,760 円、共済掛金 10 万 8,000 円、予備費 37 万円、合計で 1,621 万 5,700 円となっております。若干支出の部でも増減等がありますけれども、今回 6 分の 6 の単価に取り組むということで、新しい活動が若干増えておりますので、その分に対しまして若干日当、購入・リース費等が増額しているというような状況でございます。

2 ページ目をお開きいただきたいと思います。実際に、27 年度の活動はどのように行っていくかということで、活動計画が記載されてございます。2 ページ目につきましては、農地維持支払交付金の活動計画書となっております。

まず、点検ということで、遊休農地等の発生状況や対象施設、水路・農道等における泥の堆積状況等を点検し、毎年度記録管理するというところで、農用地・水路・農道につきまして、ともに 4 月に実施していくというような内容となっております。年度活動計画の策定でございます。こちらにつきましては、27 年度についての計画を策定して事業を進めていくということで、4 月 16 日の総会の際に策定されまして承認済みでございます。事務・組織運営等の研修ということで、こちらの制度につきましては、5 年間で一括りの活動でございますので、5 年間のうちに 1 回以上そういった組織でなされる研修等に参加すればいいということですので、こちらにつきましては 26 年度道協議会で主催します会議等々に出席しておりますので、こちらにつきましては実施済みということになってございます。

続きまして、実践活動でございます。農用地につきましては、遊休農地に発生防止のための保全管理ということで、毎年度前段説明した農地の点検だとかを行います。その際に、遊休農地になりそうなところについては、草刈などの保全管理等を実施するというところで、こちらにつきましては点検結果に応じて実施時期を決定して行っていくということでございます。畦畔・農用地法面・防風林等の草刈りでございます。こちらは、毎年実施する項目となっております。田・畑の畦畔や農用地法面等の草刈り等を実施する活動でございます。実施時期につきましては、毎年 3 回、5 月・7 月・8 月を予定しているということでございます。施設の適正管理等でございます。こちらにつきましても、施設に不具合が生じた場合に点検結果に応じて実施時期を決定するというようになってございます。水路でございます。水路の草刈りにつきましては、水路及び付帯施設の草刈り等を実施するというようになってございます。こちらにつきましては、毎年度の実施が要件となっております。毎年 2 回、5 月と 7 月に実施するというような計画でございます。水路の泥上げでございます。水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施するというところで、こちらにつま

しては毎年 5 月に泥上げ等各用水組合等々でも行っておりますので、その活動に対して支援するというような内容です。施設の適正管理、上段の用地と同じで施設に不具合が生じた場合に、点検結果に応じて実施時期を決定してやっていくというようなこととございます。農道でございます。路肩、法面の草刈りでございます。路肩、法面の草刈りを実施する活動でございます。実施時期につきましては、毎年 2 回、6 月・8 月に実施することとなります。側溝の泥上げです。こちらにつきましては、点検結果に基づいて側溝に泥が堆積している状況であればやっていくというような内容です。施設の適正管理です。こちらでも水路・農用地と同じように、施設に不具合が生じている場合には点検結果に応じてやっていくと。ため池につきましては、木古内地区資源保全会の活動組織の活動範囲内にございませんで、斜線とさせていただきます。共通として、異常気象時の対応として、洪水など気象災害等が発生した際には、見回り及び必要に応じて応急処置をするというようなことになってございます。

3 ページ目でございます。資源向上支払ということとございます。こちらにつきましては機能診断、また年度活動計画、また研修等が記載されてございます。機能診断につきましては、農地の点検等々と一緒に用排水路の施設点検などを実施することとになってございます。農用地・水路・農道につきましては、毎年 4 月等にやっていくというようなこととございます。年度計画の策定につきましても先ほど説明したとおり、総会で承認させていただいております。機能診断・補修技術等の研修ということで、活動期間内に 1 回以上受講するということになってございます。これは、平成 30 年度を実施時期として予定してやっていきたいと思っております。実践活動についてです。農用地・水路・農道ともにですけれども、こちらにつきましては施設の軽微な補修になりますので、施設の目地が取れているだとか例えば水路にひび割れが生じている場合に、その点検結果に応じて修繕していくということになりますので、毎年の実施にはなりませんので、機能診断結果に基づいて実施していくというような内容とございます。

②農村環境保全活動でございます。こちらにつきましては、計画を毎年策定して実践活動に取り組んでいくということとございまして、27 年度につきましては水質保全計画、並びに景観形成・生活環境保全活動について、実施していくということとございます。水質保全活動につきましては、実践活動 3 段目の一番下段、水質保全ということで、実際の実践活動が書かれておりますけれども、水田からの濁水流失防止を図るための浮遊物質の除去ということで、代掻き後等に発生する冬、田んぼの浮遊物質の除去の活動が毎年 5 月に行われていますので、その活動を計画の中で盛り込んでいるということとございます。

続きまして、景観形成・生活環境保全活動ということで、こちらにつきましては水質保全の上になります。こちらが実践活動、実際にやっていく活動ということで、施設等の定期的な巡回点検・清掃・植栽活動ということで、こちらは木古内地区につきましては、地区のごみ拾いまたは植栽活動を実施していくというような計画になってございます。

最後に③番、多面的機能の増進を図る活動でございます。これが、今回平成 27 年度新たに追加された活動項目でございまして、昨年までは②番の農村環境保全活動までの取り組みだったのですけれども、もう一步先のいった活動をしていこうということで組織で決ましまして、多面的機能の増進を図る活動ということにも取り組んでいくというようなことと、総会で決定されてございます。内容としましては、農村環境保全活動の幅広い展開と

ということ、農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化ということで、こちらにつきましては農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化につきましては、例年毎年 5 月から 10 月くらいまでの間、鶴岡地区の東出雅史さんの圃場で小学 5 年生が田植え・稲刈り、それを用いて何か料理を作ったりというようなそういった活動をしていますので、そちらの活動をこの計画の中に盛り込んでいるというような状況でございます。雑ぱくではありますけれども、今年度の組織のかかる活動計画と収支予算、並びに事業費の試算ということで説明をさせていただきました。以上でございます。

平野委員長 ちょっと質問に入る前なのですけれども、いまも 26 年度の事業の収入の部・支出の部をこのように載せてありまして、27 年度については細々と項目ごとに書かれています。前回の時に、項目ごとの試算表として項目ごとに値段を貼り付けしているのですけれども、この決算書の出し方として、この項目ごとの貼り付けした決算というのは作っていないのでしょうか。例えば支出の部分で、日当・購入・リース費ということで 680 万、496 万と書いていますけれども、これの元々が結局次の 27 年度の計画の中のこの項目が水路についてはこれだけです、農道についてはこれだけですという貼り付けの仕方をした決算書というのは作っていないのですか。

木村課長。

木村産業経済課長 いまの資料に言及した場合に、26 年度の決算まで踏み込むこととなりますけれどもよろしいですか。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 25 分

再開 午後 1 時 36 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、27 年度多面的機能支払交付金事業計画についての説明が終わりましたので、各委員より質疑を受けます。

又地委員。

又地委員 3 ページの農村環境保全活動の実践活動の中の景観形成・生活環境保全で、先ほどごみ拾いと植栽。この植栽は何だかちょっと教えてください。

平野委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 植栽につきましては、地域にあります花壇への花の植栽です。

平野委員長 その他、質問はございますか。

竹田委員。

竹田委員 これはちょっと単純なことだろうと、1 ページの共済掛金。これ 15 名というのは、68 名のうち 15 名しか参加しないということなのか、この共済掛金の意味合いをちょっと説明してください。

平野委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 これにつきましては、昨年度多面的機能支払交付金が始まった以降、農協さんの保険になるのか傷害保険と言うのですか、怪我をした時のための保険でそれができまして、15 人というのはあくまでも昨年 26 年度実績を基に、1 日当たり 15 人程度。活

動にばらつきもありますので大きい組織ですので、1日当たり平均で15人くらいの活動者が見込まれると。その中で、200日分の掛ける1日15人平均ということで、共済掛金として保険に入るといようなこととございます。

平野委員長 その他、質問はございますか。

相澤委員。

相澤委員 この会について私もはじめてなのでよくわからないのですが、この農家51名、非農家17名、この非農家というのはどんな人達でしょうか。

平野委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 こちらの非農家のかたにつきましては、基本的には農家・非農家の区分と言いますのは、農業委員会で管理されています農業者台帳の基に農家・非農家ということを決めていまして、概ね3反以上の農地があるかたは農家として掲載されていますので、その部分で。農地を持っていても面積が少ないかたにつきましては、非農家というような扱いの中にも入っている可能性もありますけれども、あくまでも農業委員会の農業者台帳を基にこういった線引きをさせていただいているといようなこととございます。

平野委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 説明不足で申し訳ありません。非農家のかたにつきましても、木古内町の町内の地域のかたになってございます。

平野委員長 その他、ございますか。

福嶋委員。

福嶋委員 いま非農家の区分の内訳の中で、3反以上と言ったら30aですよ。3反以下の人も非農家と言うのですか。いま、農協改正法案の中で専業農家と非と言いますか、改正法案の中でそれを外すという国の方針がいま先延ばしになったけれども、非農家との区分が30aしかない普通の農地を取得できない農家。これを非農家と言うのかその辺の区分が何かちょっと明確でないなど。そうしたら、農家をやっていない人という意味になるのではないかという気がするのだけれども、その辺がちょっともう少しわかりやすく。年に20日以上、何日以上の農地を従事しているのだと。それ以下は非農家と言うのだと。この基準が3反以下ははっきりわかるけれども、その非農家という言葉がちょっともう少しわかりやすくできたらお願いします。

平野委員長 木村課長。

木村産業経済課長 福嶋委員のお尋ねでございます。それぞれの制度によって農家、あるいは農家ではないという区分があります。いまおっしゃったように、3反以下でも従事日数が多ければ、あるいは販売金額が一定程度あれば農家と認められる制度もございますし、一方でこの多面的機能支払交付金制度については、何かを基準に農家あるいは非農家として決めてくださいと。おっしゃったように、3反未満である程度作っていても非農家として区分をしているケースももしかするとあるかもしれません。農地台帳をベースにしていますので、そこで区分をしたということ。以上です。

平野委員長 そのほか、質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 なければ、以上をもちまして多面的機能支払交付金事業計画についての調査を終了いたします。

以上をもちまして、産業経済課の調査事項を終了いたします。お疲れ様でした。
50分まで暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 42 分

再開 午後 1 時 50 分

(3) <教育委員会>

・資料館の整備及び運用状況について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

教育委員会の皆さん、ご苦労様です。

教育委員会の調査事項といたしまして、資料館の整備及び運用状況についてでございます。

説明に入る前に改選後、常任委員会ではじめて教育委員会の管轄になりますので、課長は新人議員さんと既に面識がございますけれども、主査についてははじめてのかたもいますので、自己紹介のほうをお願いしたいと思いますけれども、教育長からでもご本人からでもよろしいです。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 社会教育のほうの主査、西山敬二です。同じく社会教育学芸員の本元豊です。

平野委員長 それでは、引き続き資料館の整備及び運用状況について、説明を求めます。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 それでは、資料館の整備及び運営状況について、ご説明をいたします。

資料の 1 ページから 2 ページをお開き願います。

3 月 16 日の資料館オープンから現在までの展示等の整備状況についてご説明いたします。

オープン以降、展示ブースで整備をしましたのは、展示室 2 のマチの歴史と発展ブースでオープン時から戦前、戦後の習俗や古文書、行政資料や小型の古民具を展示しておりますが、それに加えまして新たに水がめ・せいろ、文机、町内会の小旗、町制施行記念のヤカンなど 30 点を追加レイアウト・展示をしております。

また、展示 3 ブースの木古内の産業にかかる農林漁業の道具や、一番入館者から好評な展示ブースの人々の生活と文化についても、生活用品の道具の洗浄及び防錆処理、登録が終了次第、順次追加公開していくとともに、展示 6 ブースの木古内と鉄道も現在展示協力者と調整中で、11 月までには旧江差線にまつわる鉄道資料の基本展示を予定しております。なお、展示 7・8 のブースの各学校の資料展示につきましては、まだ公開できるまで整理がされていないのが状況です。各学校の卒業されたかたや当町にゆかりのあるかたが来られた場合は、学芸員が随時対応しまして、事務室で関係資料を閲覧していただいております。

なおバックヤード、1 ページの中段写真にありますけれども、整備についてはオープン以降展示 1・展示 2 について書籍約 3,300 冊と民俗資料の整理をするとともに、各ブースの展示物の保護のための遮光カーテンについても設置整備しております。また、過年度分

の返却分の埋蔵文化財の資料の収納整理についても随時行っております。

以上、オープンから現在までの展示状況ですけれども、開館前と開館後では来館者への対応があるために思うように整備が進んでない部分もございますけれども、学芸員による説明を積極的に行う中で、来館者の意見を展示企画に反映させ、整備して行きたいと考えています。

次に、資料の 3 ページをお開き願います。資料館の入館状況について、ご説明いたします。

3 月 16 日にオープンいたしました郷土資料館は、3 か月を経過しまして 6 月 25 日現在、延べ入館者が 1,441 人で 1 日平均入館者 16.4 という状況であります。入館者の内訳を見ますと町内が 853 人で全体の 59 %、町外が 588 人で 41 %の割合を占めている状況です。また、町外の内訳は、道内からの入館者が 554 人で 94 %を占めております。このうち 415 人、75 %が渡島管内からの入館者となっております。道外からの入館者は 34 人で、6 %の割合となっております。

次に、月別に入館者を見ますと、3 月が 643 人で 1 日平均 45.9 人と入館者が多くなっておりますけれども、これはオープンと同時に隣接する体育館において資料館の開館を記念してNHKで放送しておりました連続テレビ小説「マッサン」のモデルとなった竹鶴政孝の資料展示の特別展や、映画上映会を 3 日間開催したことも入館者が多かった要因の一つと考えております。

また、4 月の入館者は 274 人ということで、町内外ともに個人で来られたかたが多かったのに対しまして、5 月の入館者は 397 人で、連休と天候に恵まれて町内の団体で来られたかたが多かったことが、前月より入館者が 123 人増えた要因のひとつと考えております。なお、6 月の入館者については団体で来られた入館者は多かったものの、町内・町外ともに個人・グループでの利用が少なかったため、4 月・5 月に比べて入館者は減少しておりますが、オープンから 6 月 25 日現在まで閉館日を除いて、入館者がゼロの日はない状況であります。

今後の利用促進策の一つとして、今日まで町内会で資料館を見学された団体が 1 団体であることや、交通手段がなく資料館まで来たくても来れないかたもいるというお話も聞いております。町内会を対象とした資料館見学バスツアーや、学校の夏休み期間に児童・生徒を対象とした学芸員の自由研究相談なども実施したいと考えております。また、資料館ホールを利用したミニコンサート等来館者の興味を引くような企画内容を検討しまして、町のホームページ、町広報誌による情報発信などにより来館者の増加に向けた工夫をしまして、歴史文化の学習の場として活用されるよう努めて行きたいと考えております。以上でございます。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

佐藤副委員長。

佐藤副委員長 私のほうから 1 点だけなのですが、この埋蔵文化財の関係ですけれども、大型のコンテナを収納されているというのですが、これは展示されているわけでもないし、ただ倉庫みたいに箱に入れて積んであるということなのですか。それとも、それを簡単に見れるような状況に考えているのかどうか。全くそれを箱に入れて倉庫みたいにただ積んであるというような状況であるとすれば、これは本当に宝物の持ち腐れのようなもので、

この辺のことを教育委員会ではどう考えているのかお伺いします。

平野委員長 木元（豊）学芸員。

木元（豊）学芸員 埋蔵文化財の資料につきましては、今年度も幸連地区で大規模な発掘調査が、ことしで 7 年目を迎えております。来年度以降、大量にまたこれらの資料が返却される予定になっておりまして、棚を購入して空間を上手に使わないと平面ばかり占めていってなかなか無駄な空間が増えていくということで、北海道埋蔵文化財センターの全面協力を得まして、大型の組み立て式のコンテナを提供をさせていただいております。これによって、いままで二つ・三つしか入らなかった箱から 7・8、多いものと 10 です。復元した土器なのですが、これらを大型の組み立て式のコンテナに入れることで、棚が必要としないと。段積みをしていけるものですから、それでもって空間もうまく利用して収納をしている状況です。これらの復元した資料というのは、既に展示室 1 のほうで公開しております。そのほかのものについては、資料館の中ではとても公開できるスペースがありませんので、先月も余市の教育委員会の方々が研究に来町をされた時には、現在収納してある旧中学校の体育館。こちらのほうにお連れして、その箱の中から取りだしてそれぞれご覧いただいているとこういう状況です。

現在は、資料館以外にそういった埋蔵文化財の資料の大部分は、旧中学校の体育館のほうに管理・保管をしております。

平野委員長 佐藤副委員長。

佐藤副委員長 札苅の文化財のたくさん入っている施設がありますよね。あの資料はここに持ってきたのですか、鶴岡のほうに。

平野委員長 札苅からの荷物はどうしているのですかという質問です。

木元（豊）学芸員。

木元（豊）学芸員 札苅に収蔵してある埋蔵文化財の資料につきまして、展示公開に伴って一部資料館のほうに持って来ておりますが、大部分は札苅の倉庫の中に入っております。札苅の収蔵庫につきまして、これ以上物が入らない 100 %の状況になっておりますので、それに伴いまして旧中学校の体育館のほうに戻ってきた資料につきましては、順次そちらの旧中学校の体育館のほうに収蔵をしていっている状況です。

平野委員長 佐藤副委員長、要はたくさん段ボールに入ったやつをどうにか活かさないのかということですがけれども、いま現状としてはそれを展示できる状況にもならないということ。そういうことをご理解ください。

平野委員長 その他、質問ございますか。

新井田委員。

新井田委員 資料館については、やはり教育委員会のほうは今後の運営のあり方というのは、非常に苦勞をされている部分というのはあるのではないかと思います。やはりよーいどんでは、いわゆる入館者の数も非常に相当以外の部分もあるのではないかと思いますけれども、やはり一部地元のお客さんとかこの地元の住民のかたからは、先ほどいろんな小規模なイベントだとかあるいは足の確保だとかそういうことをちょっと言われましたけれども、まさにそういう部分が必要になってくると思うのです。やはり、住民のかたからは「ちょっと見たいのだけれども、そこまで行く足がないのよね」というようなこともちょっと聞こえるのですよ。ですから、そういう改善というのはもちろんそうですけれ

ども、展示もいろいろとにかく文化財というか掘ったものに関しては山積みというような状況もわかりますし、それを1から10まで展示というような状況にもならないでしょうし、まとめて編集していったろんな作業はあるのでしょうか。いずれにしても、やはり館の運営にあたっては、入館者を増やすという思いの中で、いろいろ試行錯誤をしなければならぬというような思いはわかります。それをやはり惜しんでしまうと、非常にやはりまた何か行く先は誰もいないというような状況になりかねない部分がありますので、要望なのですけれども、やはりイベント的なものをきちんと対応しながら、そして地元。地元ありきで、やはり町内の皆さんにまたPRができるという連動性持ち、あるいは連携を持ちながら、やはり運営にあたっていかなければならぬのかなというように私個人的に感じます。ですから、先ほどいろんな構想はあるのでしょうかけれども、その辺はやはり強い思いで頑張っていたきたいとそんなふうに思います。今後、どうでしょう。例えば、計画的な小ホールの活用でいろんなコンサートだとかというのは、具体的に何か構想はあるのでしょうか。その辺ちょっと聞きたいのですけれども。

平野委員長 具体的な構想について、あるのかどうなのか。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 いま、特に具体的な構想はありませんけれども、町内で活躍しています文化団体に関係の人にも声をかけながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

平野委員長 新井田委員の話と関連しますけれども、この入館者状況を見ますと、町内のかたが853人ということで、オープンから4か月弱なのですけれども、実際にいまの木古内町の人口からいくと、5分の1程度の人しか来られていない。もっと言いますと、きっと1人のかたが複数回見られていることも考えると、町内の人口の7分の1なのか8分の1くらいの数字になると思うのです。そのことを踏まえて、今後町内会も一団体しか来られていないでしょうし、いまの新井田委員の言うように、各種イベントや学校の生徒達も入館を増やしたいということについては、大いにこれからのいろいろな企画について期待いたしますし、この数字を延ばしていただきたいなと思います。

その中で、特に高齢者が多いこの木古内町で、例えば町内会の団体が来られた際に、10人なのか20人なのか高齢者のかたが大変多いと思うのです。その方々が当然、歩いて見て回るのですけれども、何十分滞在するのかわかりませんが、好きなかたはずっと見ているかたもいらっしゃるし、中には団体で来たけれどもさほど興味もなく足も疲れて休みたいという人も出てくると思うのですけれども、そういう人方の休憩をできるスペースというのは、いま現在どうでしょうか。団体が来られた時に対応をするものなのか。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 事前に連絡をいただければホール等で椅子を用意しまして、対応できる体制ではあります。

平野委員長 事前に連絡をした際に対応をするということですか。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 常設でも椅子とテーブルは用意しておりますけれども、一度に50人・60人ということであれば連絡をいただければ、その旨対応したいと考えております。

平野委員長 常設の椅子・テーブルがあるというのは、この資料館のどちらのほうで何脚

くらいの椅子を既に設置してあるのでしょうか。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 展示 10 と礎の間のホールで、10 脚程度椅子を用意しております。

平野委員長 それ以上のかたが来られた場合は、随時対応するという事でよろしいですね。わかりました。

又地委員。

又地委員 せっかくできた郷土資料館ですし、これは社会教育のほうでことしはたぶん無理だと思う。来年度に向けてプログラムを作るのです。いまの考えは、受動的なのです、受動的。わかりますか。例えば、どこかの町内会が来てもらえればと。そうではなく、たくさん全町民に一度は来てほしいという考えがあるのであれば、社会教育のほうで教育委員会としてプログラムを来年作ると。例えば、釜谷町内会は何月何日とか、泉沢町内会は何月何日とか。受けるほうではなく、こちらからもあれしていくというあれを考えをもったらどうかな。それでないと、来てもらえればどこかで来てくれれば、行かなかったらいつまでもだめなのだ。だから教育委員会サイドとして、発信すると。「いついつ、何月何日は足も確保をします」と、これはいろいろ知恵を絞ってください。足を確保する。例えば、バスの関係です、送り迎えの。それとも「何月何日にはどこどこ地区の足を確保しますから来てください」というふうなスタイルに持っていかなかったらいつまでも経っても来ませんよ。暇な人だけより来ないのです。だから、来年度は平成 28 年度は社会教育として、「郷土資料館の見学のためにはこういうローテーションを組んである、だから来てください」というふうにしたほうがいいのではないかな。足の問題もあります、いま同僚委員からもあったように。例えば釜谷いつ、泉沢はいつとか、そういうローテーションを組んで発信してやってはどうですか。そうすると、かなり行っている学校サイドも同じ、小学校から全員来ても困る。であれば、例えば 1・2 年生、40 人か 50 人くらいです。1 年・2 年・3 年・4 年・5 年・6 年、あと中学校がある。そういうふうにこちらから教育委員会サイドで計画を立てて、「どうですか」というふうにしたほうがいいのではないかな。それでないと来ません。

それと、何回も来たい郷土資料館なのかどうか。ちょっと語弊があるのだけれども。何回も来たい、何回も来てもらうためには倉庫の中に眠っているものを早く展示できるように、スピード感を持ってやってもらうと。それでないと、1 回行ったら大して物がないならとなったら 1 回切りです。また行ってみたいという興味が湧くような体制作りも早くしないとだめだ。それでないと、「1 回行けばもう行かない、1 回行ってきたからいい」ということになりまして、だからその辺教育長もいますしどうでしょうか。受動的になる、教育委員会自体が。攻めて行く方法を来年度は取ったらどうかなと思うのだけれども。足の確保もある、総合的にどうですか。

平野委員長 教育長。

野村教育長 いま又地委員のほうから 2 点ほどご意見、それからご質問がありました。1 点目の関係については、積極的な町民への PR というようなことでございます。先ほど、渋谷生涯学習課長のほうからもこれから努めていかなければいけないというような努力目標として、町民の方々に 1 人でも多く資料館を見ていただきたいというようなお話をさせていただきました。スタッフの全てがやはり町民の方々に、本当に一度は必ず見ていただ

きたいというような体制でいるところでございます。

これからは、やはり町内会を中核としたこの資料館の訪問、そして視察・見学をしていただきたいというような狙いからすれば、町内会のほうに積極的に何月何日とこちらから指定するわけにはいかないで、町内会のほうで考えていただいて、それに合わせた形でアクセス、足の確保。こういうような部分も教育委員会のほうで対応しますよというような条件の下に、町内会単位で動いていただく。あるいはほかの団体もありますから、老人クラブだとかそういうほかのサークルもあると思います。そういうところにPRを積極的に進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

それともう1点は、「もう1回行きたいな」。いわゆる、魅力のある資料館にどうしたらいいのかというようなご提案だというふうに思っています。この常設展示ですけれども、先ほど佐藤副委員長のほうからお話もありましたが、同じものをというようなことですが、これは縄文の磁器のもの、後期・前期・中期というようなものもある程度品替えをしているのです。ですから、特徴のあるものを展示しているということです。これを何千点もある復元したものを一斉に展示するということは、まず場所の確保からすると不可能なのです。できるだけ多くのものを、そして品物を少しでも替えて見せていくということが大事かなと。いま、整備の状況として先ほど渋谷課長のほうからお話を申し上げましたけれども、展示6の木古内と鉄道。ここの部分を来年の北海道新幹線開業に向けて、その前にはある程度整備をして、先ほどの展示7・8の部分はちょっとまだ時間はかかると思いますが、町外の方々・町内の方々はもちろんですけれども、町外の方々にも広く情報を発信してここを見ていただきたいなと思っています。

郷土資料館鶴岡地区にあって、ちょっと遠隔地にあります。やはり北海道新幹線の開業を控えて、開業をした暁にはやはりいろんなかたが訪れるのではないかなというふうに思っています。木古内町で何があるのだ、どこにどんな魅力があるかというようなことをおそらく非常に興味をもっているのではないかなと思います。木古内を下りたらどんなところが見られるのかというような部分の一つの大きな点として、教育委員会のほうでもこの資料館の充実というような部分で、考えていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。いろいろこれからもまだオープンしたてで1年も経っておりませんので、委員の皆様方のご指導をお願い申し上げたいと思います。

平野委員長 又地委員。

又地委員 大変、教育長から前向きな考えが出てきました。そこで、例えば発掘現場から出た破片は何万個とあると思うのです。これを整理するといったら不可能です、たぶん。そこで、体験として例えば何万個もある破片を1人か2人で組み合わせてものに形にするなんて不可能だと思うので、私は例えばその破片が一つの花瓶なら花瓶に作れるような体験をさせたらどうですか。例えば、正確に破片を組み合わせていくなんで、一つずつあれして不可能です。だから、子ども達であっても生徒・児童であっても、あるいは老人クラブであっても町場の人であっても、それらをさらけ出してこれで自分の好きなものを作ってくださいというような体験をこの発掘現場から出た何万個とある破片で作らせたらどうですか、自分の好きなものを。私はすごく興味を持って、足を運んでくれると思います。何万個もある小さい破片をこれからどうやって整理するか。たぶんいつの時期かにはごみとして出さざるを得なくなる。それよりも町民にその破片で好きなものを作って、持って

帰ってもらえばいい。というようなアイデアもあるなどそういうふうに思っているので、体験に何万個と札苧にもある、入りきらなくて旧中学校の体育館にもある。それをしまっておくのではなくオープンにして、来た人に与えたらどうですか。そして、有効に使ってもらおうと。あるいは、うまくできたものは展示してあげるとか。そんなふうな方法もあると思いますので、検討してみてください。

平野委員長 教育長。

野村教育長 いまのご提案は、非常にアイデア的に非常に良いなというふうに思っています。ただ、これ一つずつ全部小さな破片でも、エナメル筆で注記しているのですね。何年何月にどこから出てきたと。そして、発掘したところはもう全部グリッド状で、Aの4とかBの4とか、碁盤のマス目の中にどこに入っていたのだと。どんな深さに入っていたのだというようなものは、これで証拠でわかるのですね。これは、発掘するためには税金がかかっています。国であろうと道であろうと町費も入っているものもあります。それは、これは歴史的なやはり文化財であるというふうなものなのです。前にもお話をさせていただいたこともあると思うのですけれども、そういう小さなものから、それから復元ができそうなものという段階で分けたところがあるのです。群馬県ですけれども。小さなものをA・B・C・D・Eと分けた時に、Eは本当にもう砂利みたいなものだ。それを処分したのですね。非常に文科省からかなり指導が入ってしまっていて、ですからこの欠片を合わせて一つのものに成果品にするのが処分するのかどうかというのは別かもしれませんが、そういうような使い方というのはちょっと無理ではないかなというふうに思っております。

平野委員長 その他。

又地委員。

又地委員 そうしたらこれからまだある。いくら出るかわからないと。どうするのですか、将来。いくら文科省がどうのこうのと言っても、例えば出て出てどうにもならないと。そうしたら、入れる場所も作らないとだめだ。いずれは、例えば中学校の旧体育館にある。いつまでも体育館が建っていればいいですよ。そうしたらどうするのだ。その辺は、私はやはり規則は決まりは決まりとしても、例えばこっちから道なりにかけ合って文科省に話をつけてもらうというような動きだってしてみたらどうですか。どうするのですか、そんなものがあったって、正直なところ。言い方は悪い。言い方は悪いけれども、それはできないものですかね。それは例えば北海道の歴史、太古からのをあれしてそれは大事なものかもわからない。だけれども、自治体にそれを全部いつまでも、早い話永久的です。永遠にそれを持っておいてと、これもまたおかしい話ではないのかなと。そんなふうにも私は感じるのです。だから、A・B・C・D・Eがあって、Eはその辺の砂利と一緒に捨てるでもいいとかというのであれば、その部分だけでも町民にあるいは体験として児童・生徒にもものを作らせるとか。形になればしまっておくということはいいい。欠片をしまっておいても何の意味もない、考え方とすれば。欠片を合わせて形になれば、後生大事にする。これは大事に取っておこうという気持ちにはなりません。その辺の違いかなと思うのだけれども、それはどんな形であっててもできないのですか。

平野委員長 教育長。

野村教育長 申し訳ないですけれども、それはできない不可能だと思います。私のほうも

一度は、細かいものの分の処分について、ちょっと伺ったことがあるのです。道教委のかたに、正式ではないですけども。「それはまかり成らないでしょう」というようなことでございました。ですから、この埋蔵文化財の保護と開発という功罪とは言いませぬけれども、非常に開発をすることによって道路だとか新幹線ができるのだけれども、北海道の道南地区は特に埋蔵文化財の宝蔵地が多いということで、この特に西部 4 町でも頭を抱えているところなのです。福島町もいまちょっと保管場所について、非常に苦慮しているところでございます。当町もこれから整理したものがどんどん搬入されてくるというようなことでございまして、それを直接活用はしないでしょうけれども、いろいろな研究者が木古内町に来て紹介を受けて、その資料を見せてあげるとかというようなこともございます。

それで、この資料の中の 2 ページにちょっと左側に収蔵庫というふうなことで書いておりますが、具体的には特には決まってはいませんけれども、28 年度以降整備していきたいなというふうに思っているところでございます。これは、財政と今後具体的に詰めてはいかなければいけない部分ですけども、収蔵庫であり、そして成果品を展示する棚ありというようなそういうものを必要になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

平野委員長 いまの又地委員の提案については、以前私も「どうせ使い道がないのだから壁に全部貼り付けて使ったら」ということを強く提案したこともあって、その際も「絶対許されないことなのだ、いま現在については」という説明でしたので、皆さんもその辺のことはご承知の上、今後どういう展開に変わっていくかわかりませぬけれども、いま教育長が言われるように、この 4 町だけでも困っているということであれば、今後保管の方法について、あるいは使用については 4 町の連携で交渉してみるなりする方法もあると思いますので、含めてご検討いただければなというふうに思います。

平野委員長 その他。

鈴木委員。

鈴木委員 いま又地委員のお話もあり、野村教育長のお話もいろいろ聞かせていただいて、まさに歴史文化の教育のみならず、これからの観光の拠点としての可能性もとてもあるのではないかとこのように期待感を持っています。そのためには先ほどの話もあったとおり、バスですとかあらゆるところと連携して、サポートをするところはサポートをしてやっていく必要があるのです、行政としてこのバスも含めてどのように体制を考えているのかと。

あと、いまこちらの資料館のほうも体制が整った段階だと私は思っています。その中で、業務が増えますとやはり職員数・スタッフが適正に足りているのかどうか。こちら土日も営業でしょうか。土日ということとは、これから例えば観光客が来て土日がお客さんが増えるかもしれません。土日の時の応援態勢、そして通常の職員・学芸員のかたの適正な人数が足りているのかどうか、それをいま一度行政のほうとしても考えていってみたいかがだろうと私は思っております。やはりお客様にとって良いサービスをしていく、新しいアイデア。例えば、先ほどありましたが映画ですとかいろんな特別とても良いアイデアだと思います。やはり、限られたスタッフの中では限界があると思います。そちらも含めて、バスのほうの応援態勢、そしてこの人員です。スタッフが足りているのかどうか、そちらのほうも今後の予定について、よろしくお願いします。

平野委員長 2点について、渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 まず、お客さんの受け方なのですけれども、現在もJR等で来られたかたについては、連絡をいただければ町内のかたも含めまして、町教委で送迎をしているのが現状であります。

それと、今後パンフレット等に函バスの時刻表を挟む予定です。

それと、スタッフの関係なのですけれども、いまは3人であそこを回しているわけなのですけれども、今後なかなか体制がうまくいかないというかたくさん来るようなことがあれば、いま現時点では教育委員会のグループの中で協力して対応したいというふうに考えております。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 理解はできました。やはり、土日お客さんが多くなった時に、できるだけスタッフのかたの負担を軽減してみんなで協力態勢を作って、一丸となってお客さんを迎えられるような態勢を作っていただきたいと思いました。以上でございます。ありがとうございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いろいろ運営に関してのお話が出ましたけれども、個人的な見解で私も1回現場を見させていただいた経緯はありますけれども、いまは例えば入館するとBGM何かは流されているのですか。それをまず1点と、やはり思うにいままで何万個という出ているわけなのですけれども、そういう発掘の状況のビデオとかある意味。あるいは、他町村のそういう状況のビデオとか、そういうビデオ鑑賞も一つの策もあるのではないかと思うのです。子どもさん何かいま言ったように、これから学校だとかいろんな施設のかたを呼ぶにあたり、やはりメリハリを付けていただくというような中では、そういうビデオ鑑賞だとかあるいは音楽だとか。あるいは、帰りにお土産を持っていくとか、何か簡単なそういうことも必要ではないのかなと。ただ、来ていただいて、見てさようならということではなく、そういうことがやはり必要になってくると思うのですよ。もちろん、現場までのアクセスだとか当然大事なことですけれども、そういうふうな取り組みとかさほど難しいことではないと思うのです。ですから、例えばスクリーン何かというのは、この展示10の天井からいま垂れ下がるのもいまありますよね、お金は確かにかかりますけれども。そういう部分も含めて、やはり検討されたほうが非常にいいのかなということで、個人的なちょっとアイデアにはなりませんけれども、一つのこういうのがいいのではないかというようなことですので、参考になればということでちょっとお話をさせていただきます。どうでしょうか、その辺。

平野委員長 渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 BGMは現在流しておりません。流しておりませんというか放送機器の調子というか整備がされていないものですから。ですから、次年度に向けて整備をしてBGMを流すようにしたいというふうに考えております。

平野委員長 ビデオやお土産等についての提案については、いま現在の見解でもいいですし今後について、なしならなし、検討するなら検討するで。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 次年度に向けて、スクリーンとか整備しながらその方向で進めていき

たいと思います。

平野委員長 その他、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、郷土資料館の整備及び運用状況についての調査は終わりたいと思います。

引き続き、皆様方のお手元に、事前に木古内町子どもの読書活動推進計画という平成 27 年から 31 年までの計画書が配付されていると思います。こちらについて、生涯学習課より説明をしたいとの旨のお話がありましたので、それを許したいと思いますがよろしいですか。

西山(敬)主査。

西山(敬)主査 社会教育を担当しております、西山です。よろしく申し上げます。

私のほうからは、事前に配付させていただきました、こちらの木古内町子どもの読書活動推進計画について、簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、こちらの計画につきましましては、昨年度から公民館運営審議会において策定を進めてきており、今回完成いたしましたので委員の皆様へ配付をさせていただいたものです。

本日開催の第 4 回総務・経済常任委員会の調査事項ではないのですが、この計画については文科省の通知により、平成 29 年度までに市にあつては 100 %、町村にあつては 70 % の策定・公表を定められております。木古内町におきましては、平成 26 年度から策定を進めてまいりました。内容としましては、子ども達が読書活動を通じて生きる力を身につけ、豊かな心を育み、健やかに成長できるよう総合的及び計画的に読書環境整備を推進する体制作りと、人材育成を目標に計画されております。当町では木古内子どもを取り巻く関係機関として小学校・中学校をはじめ、各保育園、健康管理センター等と連携を図り、本計画をまとめました。向こう 5 年間この計画に沿った形で読書活動推進を図っていく次第です。本計画を一読いただき、委員の皆様からもいろいろとご助言をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますか、本計画の内容についての説明とさせていただきます。貴重な時間をありがとうございました。

平野委員長 5 か年のこのような読書の活動推進計画ができあがったということの報告ですのでよろしいですね、皆さんについては。

中を見ていただいて、また後日気付いたこと等があればいま西山(敬)主査が言ったように、何か助言でもしていただければ活かしていただけたと思います。

それでは、その他よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 以上をもちまして、生涯学習課の調査については終わりたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 33 分

再開 午後 2 時 36 分

3. その他

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

調査事項は終わりましたが、その他ということで何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、第4回総務・経済常任委員会を終了いたします。なお次回、第5回の開催は7月の28日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

大変、お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、山本総務課長、幅崎主査、田畑主査、加藤（崇）主査、山根主事
木村産業経済課長、羽澤（真）主査、吉田主事、村上主事、野村教育長
渋谷生涯学習課長、西山（敬）主査、木元（豊）学芸員

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会
委員長 平 野 武 志